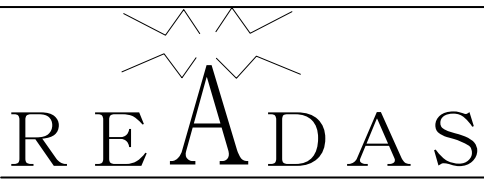


第 5321 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 10月 2日 金曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 使用人兼務役員に対する賞与

Q：この度、息子を取締役にしましたが、会社では、使用人と同じ仕事に従事しています。この息子に対する賞与の取扱いは、どうなりますでしょうか？

A：次のようになります。

【解説】

法人税では、役員に対して賞与を支給した場合は、原則として、その賞与の額は損金に算入することができませんが、役員のうち使用人兼務役員に対して支給した賞与のうち、次の要件のすべてを満たすものは損金の額に算入することができますこととされています。

使用人兼務役員とは、役員のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいいます。

- ①他の使用人に対する賞与の支給時期に支給すること
- ②支給事業年度において損金経理をすること
- ③他の使用人に対する賞与の支給の状況等に照らし使用人としての職務に対する賞与として相当の額であること

ここでいう使用人分賞与として相当の額とは、他の使用人に対する賞与の支給状況等に照らして相当な金額をいい、具体的には、類似する職務内容の使用人（比準使用人）に対する賞与の支給状況を参酌して判断することになります。

